

○みやぎ川崎コワーキングビレッジ「SPRING」会員登録規約

みやぎ川崎コワーキングビレッジ「SPRING」（以下、「施設」という。）のSPRING会員登録申込書を提出した場合は、以下の点に同意したものとします。

- ①施設又は備品等を使用する場合は、あらかじめ会員の登録をしなければなりません。
- ②次の各号の一に該当する場合は、会員の登録を許可しません。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 施設又は設備等を毀損するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 18歳未満であると認めるとき。
 - (4) 川崎町で活動又は交流する見込がないと認めるとき。
 - (5) その他管理上支障があると認めるとき。
- ③次の各号の一に該当する場合は、会員の登録を取消し、又は使用を停止します。
 - (1) この規約に違反したとき。
 - (2) 使用目的以外に使用したとき。
 - (3) 会員の権利を他の者に譲渡し、又は転貸したとき。
 - (4) 営業活動、政治活動、宗教活動をしたとき。
 - (5) その他、特に必要と認めるとき。
- ④施設の会員登録料及び使用料は無料としますが、施設の使用状況を踏まえて有料化を予定しています。
- ⑤施設にある備品等を使用する場合は、一部有料となるものがあります。
- ⑥使用者が故意又は過失により、施設又は施設内の設備を亡失し、又は毀損したときはその損害を賠償していただきます。
- ⑦施設の使用については、別表のとおりとします。
- ⑧施設の使用日は、毎週火曜日から日曜日（月《祝日の場合は翌営業日》、年末年始、お盆 は休館日）とし、使用時間は、午前10時から午後5時までとします。
- ⑨使用者は、使用を終わったとき、又は使用を停止させられたときは直ちに責任をもって清掃、後始末を行い、火気の取締を行い、借用した附属設備を施設管理者に引き継がなければなりません。
- ⑩使用者は、特に承認があった場合を除き、使用を許可された場所以外での火気の使用、及び喫煙してはいけません。
- ⑪川崎町役場又は川崎町役場が認める団体が施設を占有して使用する場合は、施設を使用できません。また、施設側の都合により施設を使用できない日もあります。施設を使用できない場合は、川崎町公式ホームページにて周知します。

別表

施設名		使用料
コワーキングドーム	コワーキングスペース	無料 ※ミーティングルームは要予約（2時間まで）
	ミーティングルーム	
	移住定住サポートセンター	無料 ※移住希望者のみ利用可能とし会員登録は不要
チャレンジボックス	ワークショップルーム	無料 ※要予約（4時間まで）
	商品開発室(調理室)	